

判決年月日	平成１７年１２月１５日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事 件 番 号	平成１７年(行ケ) 第１０１４５号		
○ 特許発明と刊行物記載の発明との相違点の看過があるとして審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法123条

本件は、原告の有する発明の名称を「建物」とする特許（以下「本件特許」という。）につき、被告が無効審判請求をしたところ、特許庁が原告の本件特許を無効とする審決をしたことから、原告がその取消しを求めた事案である。

審決の理由の要旨は、原告が審判係属中にした訂正請求を認めた上、本件特許発明は、刊行物記載の発明（審決にいう「スキップフロア型建物についての発明」）と周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたから、特許法29条2項により特許を受けることができないとして、進歩性を否定したものである。

本判決は、「「本件特許発明に係る請求項1において、「同一構造」であるとされているのは、「第1建物ユニット」及び「第2建物ユニット」についてであり、「第1構造体」及び「第2構造体」についてではない」との審決の認定（14頁33行～36行）は誤りであって（特許庁も前記のとおり甲7の平成17年6月1日付けの訂正拒絶理由通知でその旨を自認している。）、上記認定の誤りにより、審決では、本件特許発明の第1構造体及び第2構造体が同一構造体であるとの構成に関し、本件特許発明と審決にいう「スキップフロア型建物についての発明」とで相違するかどうか、仮に相違するとした場合における本件特許発明の進歩性についての判断がされなかったものと認められるから、上記認定の誤りは、審決の結論に影響を及ぼすことが明らかである。」と判示し、原告の請求を認容した。